

「原子力被災12市町村農業者支援事業」募集

●事業の概要

原子力被災12市町村（田村市）において、営農再開等を行うために必要な機械・パイプハウス等の導入を支援する事業が引き続き実施されます。

●対象者（事業実施主体）

営農再開や規模拡大、新規作物の導入などを行う農業者、農事組合法人等が対象です。

●補助対象

以下の取組に必要な経費を助成します。

- (1) 農作物の生産、流通、販売に必要な農業用機械などの導入
- (2) 農作物の生産に必要な施設（パイプハウスや畜舎など）の整備
- (3) (2)の施設の導入に必要な施設の撤去
- (4) 果樹の新植・改植、花きなどの種苗の導入

※肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛などの導入は、「福島県営農再開支援事業」で対応します。

●補助率

対象となる経費の3/4を補助します。補助の対象となる経費の上限は、1,000万円です。

市が特に認めた場合、経費の上限は3,000万円になります。

果樹の新植・改植、花きなどの種苗の導入に対する補助金額には、上限があります。

●申し込みなどの手続き・相談窓口

募集（申請）時期は、6月、9月、11月、2月頃です。

●問い合わせ先（まずご連絡ください）

福島県中農林事務所農業振興課 ☎024-935-1308

または、福島県中農林事務所田村農業普及所 ☎62-3113

※申し込み手続きなどの詳細な相談は、問い合わせの内容により、改めて相談会の日時と場所などを調整し連絡します。相談内容によっては、相談回数が複数回になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度が延長されます

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免】

●対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の事業収入などが前年より30%以上減少する見込みで、前年の合計所得が1,000万円以下などの要件に該当する世帯

●対象期間 3年4月1日～4年3月31日の間に納期限のあるもの

●減免割合 主たる生計維持者の前年所得等に応じて異なります。

●申請方法 申請書に必要な書類を添えて、市民部市民課または各行政局へ提出してください。

●申請期限 4年3月31日まで

※上記要件に該当しない場合でも徴収猶予が受けられる場合もあります。詳細はお問い合わせください。

【傷病手当金の支給（国民健康保険・後期高齢者医療保険）】

●対象者 給与の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われる方

●支給日数 就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労することができない期間ただし、最長で1年6カ月まで

●支給額 1日あたりの支給額（直近の連続した3カ月間の給与収入額の合計額÷就労日数）×2/3×支給対象となる日数。なお、1日あたりの支給額には上限があります。

●対象期間 6月30日までに傷病手当金の支給が始まるものに限りです。

●申請方法 申請書に必要な書類を添えて、市民部市民課または各行政局へ提出してください。

☎市民部 市民課 ☎82-1112

後期高齢者医療に関すること：福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-563-3310

天然水リニューアル！

あぶくまの天然水がリニューアルし、より清涼感のある青色を基調としたデザインに生まれ変わりました。あぶくま洞・入水鍾乳洞の元となっているカルスト台地の石灰岩層を長い年月をかけ浸透してきた地下水をくみ上げたナチュラルミネラルウォーターです。煮沸消毒をしているので、湯冷まし同様赤ちゃんもそのまま飲める安心のお水です。

●価格

- ・500ml 1本 120円
- ・1ℓ 1本 180円（どちらも税込み）



☎田村市滝根農産物等処理加工場 ☎78-1050

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことで、人権擁護委員制度が誕生しました。法務省と全国人権擁護委員連合会は毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、皆さんの町で特設人権相談所を開設し人権相談に応じたり、全国的な啓発活動を行っています。

◆特設相談所（午前10時～午後3時）

- ・6月1日（火）市役所102会議室
 - ・6月16日（水）大越行政局
- 相談は無料で秘密は厳守します。
お気軽にご相談ください。

※開催日が変更となる場合もありますので、事前に最寄りの法務局にご連絡ください。

人権擁護委員の日に限らず電話相談を行っています。困りごとや悩みごとがありましたら、次のダイヤルに電話してください。

みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

家庭ごみの出し方

～気持ちの良い環境をみんなでつくりましょう～

◆出し方

- ・「保存版家庭ごみの出し方・分け方」を確認して、ごみの分別にご協力ください。（市ホームページや市公式LINE、福島県環境アプリでも確認できます）
- ・「田村市ごみ収集カレンダー」で指定されたごみの日に出してください。

◆出す時間・場所

- ・収集日当日の朝、午前8時30分までに、決められた収集所に出してください。
- ・収集日の前日や収集した後に出不ささないでください。ごみの散乱や不法投棄の原因になってしまいます。

！ご注意ください！

- ・指定以外の家庭ごみを出したり、適切な分別ができていなかった場合、収集できない場合があります。特に、スプレー缶などの危険ごみが燃やせないごみに混ざってしまう事が多く見受けられますので、注意してください！
- スプレー缶が燃やせないごみに混入すると、ごみ処理施設での爆発事故につながる恐れがあります。



◆収集されなかったごみは？

- ・収集できなかった事をお知らせする黄色いシール（※下図参照）をごみ袋に貼りますので、一度持ち帰っていただき適切な対応をお願いします。

下記の理由により収集できません

No. 月 日 時 分

- 1 指定ごみ袋ではありません。
 - 2 正しく分別されていません。
 - 3 市で処理できないごみです。
 - 4 収集日が違います。
 - 5 指定ごみ袋の種類が違います。
 - 6 事業系のごみです。
- 収集所には出さないでください。

収集できない理由

※指定された方法で、出し直し下さるようお願いします。ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ】田村市役所 生活環境課 TEL 81-2272
滝根行政局 市民係 TEL 78-2111 都路行政局 市民係 TEL 75-2111
大越行政局 市民係 TEL 79-2111 常業行政局 市民係 TEL 77-2111

☎市民部 生活環境課 ☎81-2272